



阿賀野市で創業するみなさまへ

阿賀野市新規創業サポート補助金

阿賀野市内における創業の促進により、需要の拡大及び雇用を創出させ、地域経済の活性化を目的として、阿賀野市で新たに創業する方を対象に創業に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

- * 阿賀野市内に事業所等を設け、創業する個人または法人であること。(個人事業主は創業までに市内に住所を有すること。)
- * 交付申請をする年度の末日において、税務署に開業届または法人設立届出書を提出して2年未満または未提出であること。
- * 商工会及び金融機関等の創業支援機関による指導のもと、3年以上の阿賀野市新規創業計画書を作成すること。
- * 市税の滞納がないこと。
- * 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

補助対象経費

補助金の交付対象となるものは、①～③のいずれにも該当し、以下の対象経費とします。

- ①別表(裏面に記載)の補助対象外事業に該当しないこと。
- ②フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- ③地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

【対象経費】

- ・事業所の増改築または改修に要する経費
- ・設備または備品の購入費
- ・事業の用に供する土地または事業所の賃貸借料
- ・広告宣伝費
- ・法人設立時の登記に要する経費
- ・その他市長が適当と認める経費

補助金額

補助対象経費総額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て) 上限50万円

申請受付・問い合わせ

令和7年5月29日(木)～令和8年3月31日(火)

※予算上限に達し次第、受付を締め切ります。予めご了承ください。

※交付決定(申請後 1～2 週間程度を予定)よりも前に着手する事業等については、補助対象としませんのでご注意願います。

阿賀野市岡山町 10-15 市役所3階 阿賀野市商工観光課 商工振興係
TEL:0250-62-2510

申請の手順

（交付決定（申請後2週間程度を予定）よりも前に着手する事業等については、補助対象としませんのでご注意願います。）

1. 申請者が必要な書類を阿賀野市へ提出します。

《提出書類》

- ① 阿賀野市新規創業サポート補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 阿賀野市新規創業計画書（第2号様式）
- ③ 経営指導等証明書（第3号様式）
- ④ 見積書等
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 個人事業の開業の届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合）
- ⑦ 登記事項証明書及び定款（法人で既に登記を済ませている場合）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

2. 内容を審査後、市が申請者に対して交付決定通知書を発送します。

3. 補助対象事業を実施します。

4. 補助対象事業完了後、実績報告書と請求書を市へ提出します。

《提出書類》

- ① 阿賀野市新規創業サポート補助金実績報告書（第8号様式）
- ② 経費の積算根拠が確認できる書類
- ③ 支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
- ④ 事業の完了が確認できる書類
- ⑤ 個人事業の開業の届出書の写し（個人事業者で交付申請時に提出していない場合）
- ⑥ 登記事項証明書及び定款（法人で交付申請時に提出していない場合）
- ⑦ 阿賀野市新規創業サポート補助金交付請求書（第10号様式）
- ⑧ その他市長が認める書類

5. 市が指定口座へ振込みます。

別表（補助対象外事業）

農業、林業及び狩猟業、漁業、金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）、不動産業、娯楽業のうち風俗関連営業、競輪、競馬等の競争場又は競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場、場外馬券売場及び場外車券売場、競輪競馬等予想業、芸き業・芸き周旋業、集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関するもの、興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの、易断所及び観相業、相場案内業、病院、一般診療所　ほか（市 HP を参照ください）